

様式第2号（第4条関係）

介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払い事務取扱確約書

年 月 日

紀北広域連合長 殿

住 所

事業者名称

代表者氏名

紀北広域連合の行う介護保険における福祉用具購入費の支給に関して、介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者（以下「事業者」という。）の登録を行うに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

（基本的事項）

1. 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具販売の特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）に定められた福祉用具購入に関しては、その他の関係法令及び紀北広域連合介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施要綱（令和3年紀北広域連合告示第3号）等を遵守すること。

（受領委任払いの要件）

2. 受領委任払いにより介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請する際は、次の各号の全てに該当すること。
 - (1) 紀北広域連合が行う介護保険の被保険者で、日常生活を営むことが困難と紀北広域連合が認める居宅要介護被保険者又は居宅介護支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）であること。
 - (2) 福祉用具を購入する居宅要介護被保険者等が介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給及び受領に関する権限を事業者に委任していること。
 - (3) 福祉用具を購入する居宅要介護被保険者等が紀北広域連合介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施要綱第3条各号に該当しないこと。

（利用者負担の徴収）

3. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費について、当該サービスの利用者たる居宅要介護被保険者等に代わって介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支払いを受ける場合は、福祉用具を納入した際に、当該居宅要介

護被保険者等から費用の一部として、当該福祉用具に係る費用から紀北広域連合から支払われる介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の額を控除して得られる額を居宅要介護被保険者等に請求すること。

（登録の取消し）

4. 介護保険法（平成9年法律第123号）及びその他の法令並びに紀北広域連合介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施要綱及びこの確約書に記載した内容に違反した場合は、紀北広域連合が事業者の登録を取り消すことについて、異議を唱えないこと。

（権利義務の譲渡等）

5. この登録により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させないこと。

（有効期間）

6. この確約書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（変更届の提出）

7. 所在地、代表者氏名等その他紀北広域連合への届出内容に変更が生じたときは、紀北広域連合に変更届を提出すること。

（疑義の解明）

8. この確約書に定めのない事項又は福祉用具の購入について疑義が生じた事項については、その都度紀北広域連合と協議を行うこと。